総務文教 常任委員会

◎前島　広紀　○平原　志保　新橋　実　常盤　信一　岡村　一二三
池田　守　今吉　歳晴　宮内　博
◎委員長　○副委員長

◉審査した議案のうち主なものを掲載しています。

議案 第79、118号	霧島市部設置条例の一部改正について等	全会一致
議案 第80、85～90、92、95、99、113号	新川防災センターなど施設使用料改定等	賛成多数
議案 第81号	市税条例等の一部改正について	賛成多数
議案 第82、83号	都市計画税条例などの一部改正等	全会一致
議案 第91号	サン・あもりの施設使用料改定	全会一致
議案 第96号	西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	賛成少数
議案 第128、130号	市職員の給与の改定等	全会一致
議案 第129、131号	市長等の給与、議員報酬の改定等	賛成多数

議案第79号及び議案第118号について

議案第79号は、生活環境部の名称を市民環境部と改め、現在は総務部所管の道義高揚、企画部所管の共生協働及び国際交流に関する業務、さらに、現在は教育部所管のスポーツ及び文化に関する業務を市民環境部に集約することにより、市民活動関連政策の一体的かつ効果的な推進を図ろうとするものである。併せて、現在は生活環境部で所管している国民年金、国民健康保険及び老人医療に関する業務を、内容的に関連性の強い業務を所管している保健福祉部に移管することで、より効果的な施策の推進と各部間の業務量の調整を図ろうとするものである。さらに、水道部の名称を上下水道部と改め、下水道に関する業務を建設部から移管することにより、類似性の強い水道・下水道事業の所管部署を集約し、さらに効果的な事業運営を推進しようとするものである。

また、議案第118号については、平成29年度の組織再編計画でスポーツ及び文化に関する業務を教育委員会から市長部局の市民環境部に移管するため所要の条例を新たに制定しようとするものであるとの説明。

問　保険年金課は、生活環境部から保健福祉部へ移行しているが、従来から保健福祉部が担っている規模は大きいと議論されている。国民年金、国民健康保険関係の部署が移ってくるとなると、人員配置など機能の強化が図られるのか。

答　保険年金課については、関係する課が、市民課、税務課、長寿・障害福祉課、健康増進課ということで多岐にわたることは認識している。

その中で、最近は特に健康増進課とタイアップして、健康な老人を増やして医療費を抑えようという取組が重要視されているので、保健福祉部へ配置した方がより効果的な事業が展開できるということからの移管である。

人員については、確定していないが、強化が図られるのではないかと推測している。

問　下水道課に関し、平成29年4月から上水道と下水道が一緒になって、上下水道部となるわけであるが、現在、水道部については、平成29年7月か8月を目途に民間委託が計画されているようであった。そうなった場合の人員配置はどうなるのか。

答　民間に包括委託した場合、上下水道部としては、8名の配置替えが可能になると考えている。

問　今回の組織改編の中で大きな特徴の一つに、スポーツ・文化振興に関する部局を教育委員会から、市長部局の市民環境部に移そうということであるが、従来とどういう違いがあるのか。

答　スポーツについては、これまで市長部局で所管してきた健康づくりや、介護予防などにあわせて、スポーツキャンプ、チャレンジデー、国民体育大会などを全体的な推進体系を確保して一元的に行いたいということである。また、文化については、国際音楽祭やきりしま美術展などの文化イベントとしてのプロモーション事業と、観光振興事業との連携によって、さらなる当市のイメージアップや来訪者の増加が期待できる。

議案第85号について

市立公民館について、面積ごとに4つの区分を設け、それぞれのランニングコスト、他市の類似施設料金、面積の大小による料金バランスを勘案し、改正しようとするものであるとの説明。

問　全体を見てみると、値下げをしている部分も幾つかある。福山地区については、すべての施設で収入が0円ということである。また、横川の公民館では、従来520円の施設使用料を取っていたものを440円に引き下げている。一方、隼人公民館では、従来小会議室80円の使用料を150円に87・5%の引上げ、霧島公民館では大会議室220円を350円に59%引上げているが、そのような決定に至った経過はどのようであるか。

答　まず基準を設け、会議室や和室等については、面積によって60㎡までを150円、61㎡から120㎡までを200円、121㎡から180㎡までを250円、180㎡以上を350円とした。それにより、従来の料金から増減が出てきたというところである。

議案第87号について

市営体育施設の使用料について、体育館の規模等を考慮して、これまでの3区分を6区分に変更したほか、バレーコート1面の使用料を220円で統一しようとするものである。また、運動場についても、これまでの2区分を3区分に変更し、かつ、ソフトボール場1面を210円に統一しようとするものであるとの説明。

問　平成27年度の体育館の利用状況と、今回の改正による収入増額をどのように試算しているか。

答　国分体育館は、7万1800人の利用で、収入増額の見込みは42万4555円。溝辺体育館は、3万1560人の利用で、24万7897円の増。横川体育館は、3万4312人の利用で、24万3381円の増。牧園アリーナは、3万9688人の利用で、27万9954円の増。福山体育館は、1万1115人の利用で、4万3155円の増。隼人体育館は、7万1299人の利用で、34万6139円の増と試算している。

国分体育館

議案第96号について

これらの条例の一部改正は、その使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ることを目的に、額の改定を行うため、所要の改正を行おうとするもので西郷公園の使用料を、現行の和室使用料170円を250円に改めようとするものであるとの説明。

問　西郷公園の年間の和室利用人数と収入はどれくらいか。また、公園自体の年間入場者数はどれくらいか。

答　行政の地域活性化会議が使用する程度である。和室の中には、展示物などがあり、お客様が入って眺めることはあるが、他団体が会議などで使用することはなく、収入はない状況である。公園自体の年間入場者数は、平成25年度が3万1063人、平成26年度が2万3065人、平成27年度が2万1574人である。

問　西郷公園の入場料は無料であるが、その中の和室は、ほとんど利用収入がないにもかかわらず値上げをするという目的は、他の施設との均衡を図るということなのか。

答　類似施設との調整において、和室の部分が162㎡あるので250円に改正しようとするものである。

問　料金を払って使用する人がいないというなかでの料金改正に意味があるのか。料金を据え置いて、使用料を払って利用する人をどう増やすかを議論すべきではないか。

答　和室だけではなく、西郷公園そのものの在り方について、庁内でも検討を進めている。道路沿いの木が大きくなって外から西郷公園が見にくいとか、銅像はあるが建物の使い勝手が悪いなどさまざまな指摘をされているので、入場者の増に向けて協議している。さらに、明治維新150周年ということもあって、注目される施設であるので、市でこの西郷公園の集客力を高めて、アピールしていきたいが、現状の施設のままでは限界がある。今後、市、地域の方々や関係者の皆様方と活用についてスピード感を持って検討していきたい。また、NHKの大河ドラマ「西郷どん」も予定されているので、生かさなければいけないと考えている。

西郷公園

▼現地を確認してみると、とても利用できる管理状況ではなく、使用料を徴収できるような施設ではないと思う。また、これまで有料での利用実績はないとの報告である。そういう施設等についても、面積要件や他の施設との均衡を図るために値上げをするということであるが、現状を踏まえた上で提案をしてほしいとの反対討論がありました。